

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により平成14年7月26日付けで届け出られた大規模小売店舗の変更の届出について、法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成14年12月24日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ太秦店

京都市右京区太秦安井池田町18-4他13筆

2 意見の概要

- ・ 地元商店の閉鎖を招くこととなって地域コミュニティや生活文化等の破壊が懸念される。
- ・ 店舗周辺の騒音の増加や、営業終了後青少年の徘徊・非行等が懸念される。

3 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成14年12月24日（火）から平成15年1月24日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成14年12月29日から平成15年1月3日までを除く。）

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項（具体的には、法第4条の規定により通商産業大臣が定めた指針）に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）